



12教職第324号
平成12年10月5日

各市町村（学校組合）教育長
文書学事課長
高知女子大学長
事務局各課室長様
各教育事務所長
教育センター所長
各県立学校長

高知県教育委員会事務局
教職員課長

教育職員免許状に関する取扱いの平成12年度改正について（通知）

教育職員免許法及び同法施行規則の一部が改正されたこと等に伴う、うえのことについては、別添のとおりとなっていますので、参考までに一括してお知らせします。

今後、関係者から問い合わせがあった際には、ご指導をよろしくお願いします。

なお、主な改正内容等は下記のとおりです。

記

1 教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則（平成12年5月2日高知県教育委員会規則第11号）関係 ※別添1

(1) 二種免許状所有者又は実習助手が、認定講習、通信教育等により所要の単位を修得し、教育職員検定により一種免許状を取得する場合における、平成10年改正法による改正前の教育職員免許法（以下「旧法」という。）の規定の適用に係る経過措置の延長

① 幼稚園・小学校・中学校教諭二種免許状及び養護教諭二種免許状所有者が、平成15年3月31日までに旧法の規定により10単位以上修得した場合は、実務年数が経過した時点（平成15年3月31日以降も含む。）で免許状の授与の出願が可能となったこと。（資料1～10参照）

② 実習助手が平成15年3月31日までに旧法の規定により10単位以上修得した場合は、実務年数が経過した時点（平成15年3月31日以降も含む。）で免許状の授与の出願が可能となったこと。

(2) 施行期日

平成12年4月1日

2 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成 12 年 8 月 29 日高知県教育委員会規則第 17 号）関係 ※別添 2

- (1) 高等学校教諭一種免許状の教科として「情報」及び「福祉」が新設されたことに伴い、これら教科に関する現職教員等講習の修了者が、免許状の授与を出願する場合に必要な提出書類に係る規定の整備を行ったこと。

① 「情報」の高等学校教諭一種免許状の授与を出願する場合の提出書類

ア 教育職員免許状授与（検定）願

イ 履歴書

ウ 数学、理科、看護、家庭、農業、工業、商業、水産、情報技術又は情報処理の高等学校教諭普通免許状の写し

エ 文部省が実施する、情報の教科に関する現職教員等講習の修了証明書

② 「福祉」の高等学校教諭一種免許状の授与を出願する場合の提出書類

ア 教育職員免許状授与（検定）願

イ 履歴書

ウ 公民、看護又は家庭の高等学校教諭普通免許状の写し

エ 文部省が実施する、福祉の教科に関する現職教員等講習の修了証明書

(2) 施行期日

平成 12 年 8 月 29 日

3 教育職員免許法の改正に伴う専修免許状取得に必要な単位数の逡減措置の廃止について

- (1) 一種免許状を所有する者が教育職員検定により専修免許状を取得する場合について、実務年数に応じて必要単位数が逡減する措置が廃止されたこと。

(資料 11 参照)

(2) 施行期日

平成 12 年 7 月 1 日

4 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成 12 年 3 月 28 日高知県教育委員会規則第 5 号）関係 ※別添 3

(1) 出願書類の変更（資料 12 参照）

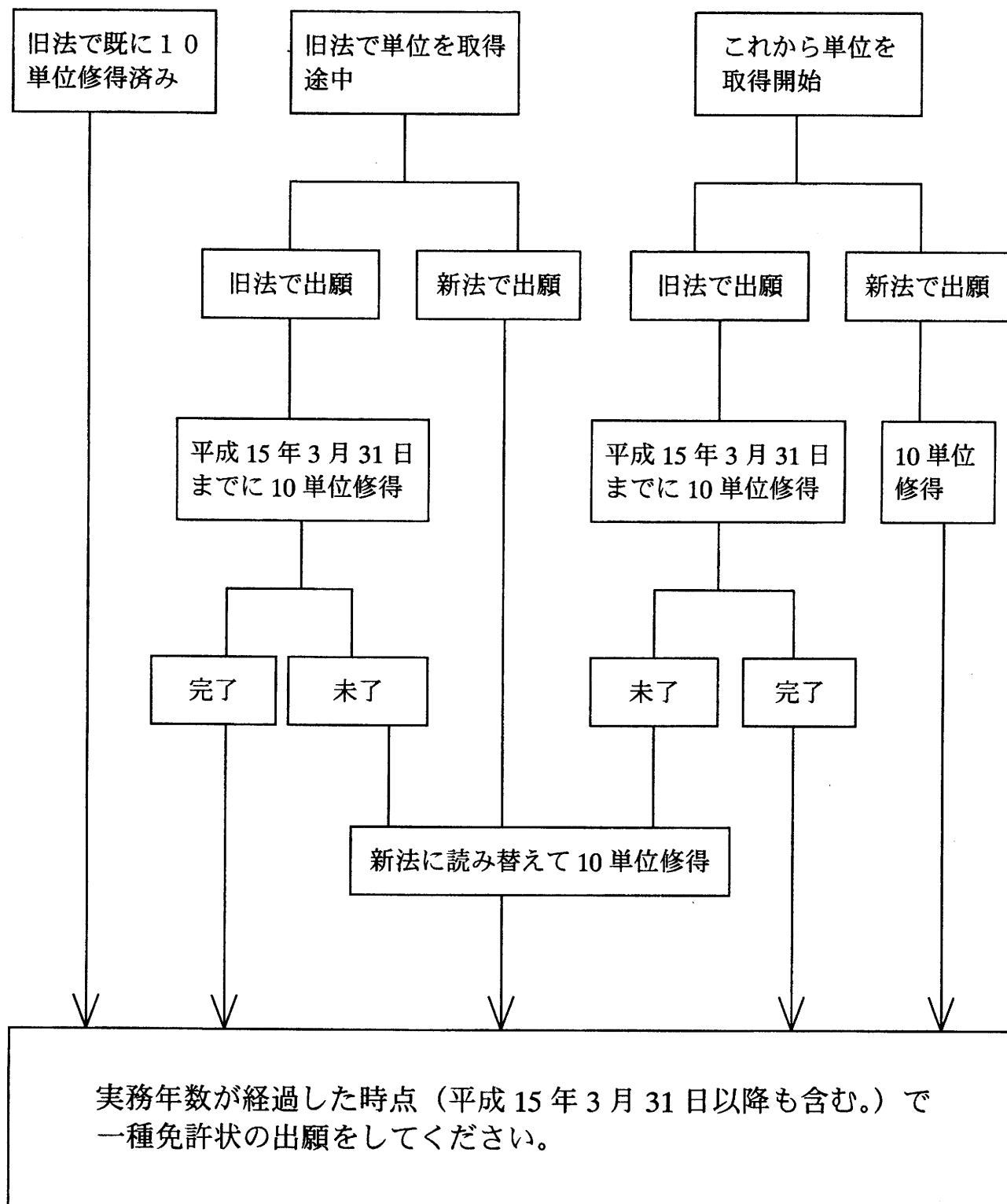
① 「本籍地の市町村長の発行する身分に関する証明書」を「宣誓書」に改めたこと。

② 「保健所の医師等が発行する身体に関する証明書」を「身体に関する証明書」に改め、証明者については、「保健所及び国公立病院の医師」に限っていたものを「医師」に範囲を広げたこと。

(2) 施行期日

平成 12 年 4 月 1 日

旧法適用に係る経過措置の早見表



※ 実務年数及び必要単位数は資料2～10を参考にしてください。

(資料2)

対象者：平成15年3月31日までに旧法で10単位を修得しようとする方

幼稚園教諭一種免許状取得に必要な科目と10単位の内訳表
(実務年数：大卒→6年以上、短大卒→12年以上の場合)

区分	免許法施行規則に規定する科目	必要単位数	計
教 職 に 関 す る 科 目	教 育 の 本 質 及 び 目 標 に 関 す る 科 目	2 単 位 以 上	5 単 位
	幼 児、児 童 又 は 生 徒 の 心 身 の 発 達 及 び 学 習 の 課 程 に 関 す る 科 目		
	教 育 に 係 る 社 会 的、制 度 的 又 は 経 営 的 な 事 項 に 関 す る 科 目		
	教 育 の 方 法 及 び 技 術（情 報 機 器 及 び 教 材 の 活 用 を 含 む。）に 関 す る 科 目		
	教 育 課 程 一 般 に 関 す る 科 目	1 単 位 以 上	
	保 育 内 容 に 関 す る 科 目		
	指 導 法 に 関 す る 科 目		
教科に 関する 科目		音楽、図画工作及び 体育について各1単 位以上	5 単 位
計			10 単位

対象者：新法で10単位を修得しようとする方

幼稚園教諭一種免許状取得に必要な科目と10単位の内訳表
 (実務年数：大卒→6年以上、短大卒→12年以上の場合)

区 分	免 許 法 施 行 規 則 に 規 定 す る 科 目		必 要 単 位 数	計
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義 等に関する 科目	教 職 の 意 義 及 び 教 員 の 役 割	2 単 位 以 上	7 単 位
		教 員 の 職 務 内 容 （ 研 修 、 服 務 及 び 身 分 保 障 等 を 含 む 。 ）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎 理論に関する 科目	教 育 の 理 念 並 び に 教 育 に 関 す る 歴 史 及 び 思 想		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程(障害のある幼児、児童及び生 徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		
		教育に関する社会的、 制度的 又 は 経 営 的 事 項		
	教育課程及 び指導法に 関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	4 単 位 以 上	
		保 育 内 容 の 指 導 法		
		道 徳 の 指 導 法		
		教 育 の 方 法 及 び 技 術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		
生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	幼 児 理 解 の 理 論 及 び 方 法	1 単 位 以 上		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。)の理論及び方法			
教科に関する 科目		小学校の6教科(注)か ら1教科1単位以上	1 単 位	
教科又は教職 に関する科目		2 単 位 以 上 (上記の科目から選択)	2 単 位	
計				10 単位

（注） 小学校の6教科とは、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育をいいます。

(資料4)

対象者：平成15年3月31日までに旧法で10単位を修得しようとする方

小学校教諭一種免許状取得に必要な科目と10単位の内訳表
 (実務年数：大卒→6年以上、短大卒→12年以上の場合)

区分	免許法施行規則に規定する科目	必要単位数	計
教 職 に 関 す る 科 目	教 育 の 本 質 及 び 目 標 に 関 す る 科 目	2 単 位 以 上	5 単 位
	幼 児、児 童 又 は 生 徒 の 心 身 の 発 達 及 び 学 習 の 課 程 に 関 す る 科 目		
	教 育 に 係 る 社 会 的、制 度 的 又 は 経 営 的 な 事 項 に 関 す る 科 目		
	教 育 の 方 法 及 び 技 術（情 報 機 器 及 び 教 材 の 活 用 を 含 む。）に 関 す る 科 目		
	教 科 教 育 法 に 関 す る 科 目	1 教 科 1 単 位 以 上	
	道 徳 教 育 に 関 す る 科 目	1 単 位 以 上	
	特 別 活 動 に 関 す る 科 目		
	生 徒 指 導 及 び 教 育 相 談 に 関 す る 科 目		
教科に 関する 科目		小学校の9教科(注 1)のうち3以上の教 科について各1単位 以上。ただし、音・ 図・体のうちどれか 1つは必ず含むこと	5 単 位
計			10 単位

(注1) 小学校の9教科とは、国語(書写を含む)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育をいいます。

対象者：新法で10単位を修得しようとする方

小学校教諭一種免許状取得に必要な科目と10単位の内訳表
 (実務年数：大卒→6年以上、短大卒→12年以上の場合)

区 分	免 許 法 施 行 規 則 に 規 定 す る 科 目		必 要 単 位 数	計
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義 等に関する 科目	教 職 の 意 義 及 び 教 員 の 役 割	2 単 位 以 上	7 単 位
		教 員 の 職 務 内 容 （ 研 修 、 服 務 及 び 身 分 保 障 等 を 含 む 。 ）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎 理論に関する 科目	教 育 の 理 念 並 び に 教 育 に 関 す る 歴 史 及 び 思 想		
		幼 児 、 児 童 及 び 生 徒 の 心 身 の 発 達 及 び 学 習 の 過 程 （ 障 害 の あ る 幼 児 、 児 童 及 び 生 徒 の 心 身 の 発 達 及 び 学 習 の 過 程 を 含 む 。 ）		
		教 育 に 関 す る 社 会 的 、 制 度 的 又 は 経 営 的 事 項		
	教育課程及 び指導法に 関する科目	各 教 科 の 指 導 法	3 教 科 ・ 各 1 単 位 以 上 た だ し 、 音 ・ 図 ・ 体 の う ち ど れ か 1 つ は 必 修	
		教 育 課 程 の 意 義 及 び 編 成 の 方 法	4 単 位 以 上 （ 各 教 科 の 指 導 法 を 含 む 。 ）	
		道 徳 の 指 導 法		
		特 別 活 動 の 指 導 法		
		教 育 の 方 法 及 び 技 術 （ 情 報 機 器 及 び 教 材 の 活 用 を 含 む 。 ）		
	生徒指導、 教育相談及 び進路指導 等に関する 科目	生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方 法	1 単 位 以 上	
		教 育 相 談 （ カ ウ ン セ リ ン グ に 関 す る 基 礎 的 な 知 識 を 含 む 。 ） の 理 論 及 び 方 法		
		進 路 指 導 の 理 論 及 び 方 法		
教科に関する 科目		小 学 校 の 9 教 科 （ 注 ） か ら 1 教 科 1 単 位 以 上	1 単 位	
教科又は教職 に関する科目		2 単 位 以 上 （ 上 記 の 科 目 か ら 選 択 ）	2 単 位	
計			10 単位	

(注) 小学校の9教科とは、国語(書写を含む)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育をいいます。

(資料6)

対象者：平成15年3月31日までに旧法で10単位を修得しようとする方

中学校教諭一種免許状取得に必要な科目と10単位の内訳表
 (実務年数：大卒→6年以上、短大卒→12年以上の場合)

区分	免許法施行規則に規定する科目	必要単位数	計
教職に関する科目	教育の本質及び目標に関する科目	任意	2単位
	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の課程に関する科目		
	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に関する科目		
	教科教育法に関する科目		
	道徳教育に関する科目		
	特別活動に関する科目		
	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目		
教科に関する科目		教科に関する科目一覧表の当該教科の科目のうち2/3以上の科目について最低修得単位数の半数	8単位
計			10単位

※ 教科に関する科目の一覧表は、資料10「教科に関する科目一覧表(中学校)(旧法)」を参照

対象者：新法で10単位を修得しようとする方

中学校教諭一種免許状取得に必要な科目と10単位の内訳表
(実務年数：大卒→6年以上、短大卒→12年以上の場合)

区 分	免 許 法 施 行 規 則 に 規 定 す る 科 目		必 要 単 位 数	計
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義等に関する科目	教 職 の 意 義 及 び 教 員 の 役 割	2 単 位 以 上	5 単 位
		教 員 の 職 務 内 容 （ 研 修 、 服 務 及 び 身 分 保 障 等 を 含 む 。 ）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎理論に関する科目	教 育 の 理 念 並 び に 教 育 に 関 す る 歴 史 及 び 思 想		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		
	教育課程及び指導法に関する科目	各 教 科 の 指 導 法	2 単 位 以 上	
		教育課程の意義及び編成の方法		
		道 徳 の 指 導 法		
		特 別 活 動 の 指 導 法		
		教 育 の 方 法 及 び 技 術 （情報機器及び教材の活用を含む。）		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方 法	1 単 位 以 上	
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
		進 路 指 導 の 理 論 及 び 方 法		
教科に関する科目		教科に関する科目一覧表の当該教科のうち 1 科 目 以 上	3 単 位	
教科又は教職に関する科目		1 単 位 以 上 （上記の科目から選択）	2 単 位	
計				10 単位

※ 教科に関する科目の一覧表は、資料10「教科に関する科目一覧表(中学校)(新法)」を参照

(資料8)

対象者：平成15年3月31日までに旧法で10単位を修得しようとする方

養護教諭一種免許状取得に必要な科目と10単位の内訳表
(実務年数：5年以上の場合)

区分	免許法施行規則に規定する科目	必要単位数	計
教職に関する科目	教育の本質及び目標に関する科目	任意	2単位
	幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の課程に関する科目		
	教育課程に関する科目（道德教育に関する科目及び特別活動に関する科目）		
	生徒指導及び教育相談に関する科目		
	教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目		
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目		
養護に関する科目	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	2単位以上	8単位
	学校保健（養護教諭の職務を含む。）	2単位以上	
	栄養学（食品学を含む。）	2単位以上	
計			10単位

対象者：新法で10単位を修得しようとする方

養護校教諭1種免許状取得に必要な科目と10単位の内訳表
(実務年数：5年以上の場合)

区 分	免 許 法 施 行 規 則 に 規 定 す る 科 目		必 要 単 位 数	計
教 職 に 関 す る 科 目	教職の意義 等に関する 科目	教 職 の 意 義 及 び 教 員 の 役 割	2 単 位 以 上	4 単 位
		教 員 の 職 務 内 容 （ 研 修 、 服 務 及 び 身 分 保 障 等 を 含 む 。 ）		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎 理論に関する 科目	教 育 の 理 念 並 び に 教 育 に 関 す る 歴 史 及 び 思 想		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程(障害のある幼児、児童及び生 徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		
		教育に関する社会的、 制度的 又 は 経 営 的 事 項		
	教育課程に 関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	2 単 位 以 上	
		道 徳 及 び 特 別 活 動 に 関 す る 内 容		
		教 育 の 方 法 及 び 技 術 (情報機器及び教材の活用を含む。)		
		生徒指導及 び教育相談 に関する科 目		
教育相談(カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。)の理論及び方法				
養護に関する 科目	衛 生 学 及 び 公 衆 衛 生 学 (予 防 医 学 を 含 む 。)	2 単 位 以 上	6 単 位	
	学 校 保 健	2 単 位 以 上		
	養 護 概 説	2 単 位 以 上		
	栄 養 学 (食 品 学 を 含 む 。)	2 単 位 以 上		
養護又は教職 に関する科目				
計				10 単位

修 得 単 位 読 替 表

教職に関する科目(小学校・中学校)

昭和63年改正法(旧法)	平成10年改正法(新法)
・教育の本質及び目標に関する科目 ・幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 ・教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	・教育の基礎理論に関する科目
・教科教育法に関する科目 ・道徳教育に関する科目 ・特別活動に関する科目 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)に関する科目	・教育課程及び指導法に関する科目
・生徒指導及び教育相談に関する科目(小学校) ・生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目(中学校)	・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

教科に関する科目一覧表(中学校)(旧法)

教科	昭和63年改正法の教科に関する科目	最低修得単位数	教科	昭和63年改正法の教科に関する科目	最低修得単位数
国語	・国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ・国文学(国文学史を含む。) ・漢文学 ・書道(書写を中心とする。)	8又は6 8又は6 4又は2 4	社会	・日本史及び外国史 ・地理学(地誌を含む。) ・「法律学、政治学」 ・「社会学、経済学」 ・「哲学、倫理学、宗教学」	6 6 2 2 4
数学	・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ	6又は4 6又は4 4 4又は2 2	理科	・物理学 ・物理学実験(コンピュータ活用を含む。) ・化学 ・化学実験(コンピュータ活用を含む。) ・生物学 ・生物学実験(コンピュータ活用を含む。) ・地学 ・地学実験(コンピュータ活用を含む。)	3 2 3 2 3 2 3 2
音楽	・ソルフェージュ ・声楽(合唱を含む。) ・器楽(合奏及び伴奏を含む。) ・指揮法 ・音楽理論、作曲法(編曲法を含む。) - 及び音楽史(日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。)	2 6又は4 8又は6 2 4	保健体育	・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) ・美術理論及び美術史 ・生理学(運動生理学を含む。) ・衛生学及び公衆衛生学 ・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	5 6 2 4又は2 2 5
美術	・絵画 ・彫刻 ・デザイン ・工芸	6又は4 6又は4 6又は4 6又は4			

教科	平成10年改正法の教科に関する科目	平成12年改正法の教科に関する科目	最低修得単位数
音楽	・ソルフェージュ ・声楽(合唱を含む。) ・器楽(合奏及び伴奏を含む。) ・指揮法 ・音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)&及び音楽史(日本の伝統音楽及び民族音楽を含む。)	・ソルフェージュ ・声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ・器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ・指揮法 ・音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)&及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	1 1 1 1 1
美術	・絵画 ・彫刻 ・デザイン ・工芸 ・美術理論及び美術史	・絵画(映像メディア表現を含む。) ・彫刻 ・デザイン(映像メディア表現を含む。) ・工芸 ・美術理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	1 1 1 1 1
保健 体育	・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学(運動方法学を含む。) ・生理学(運動生理学を含む。) ・衛生学及び公衆衛生学 ・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	同 左	1 1 1 1 1
保健	・生理学及び栄養学 ・衛生学及び公衆衛生学 ・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	同 左	1 1 1 1
技術	・木材加工(製図及び実習を含む。) ・金属加工 ・機械(実習を含む。) ・電気(実習を含む。) ・栽培(実習を含む。) ・情報基礎(実習を含む。)	・木材加工(製図及び実習を含む。) ・金属加工(製図及び実習を含む。) ・機械(実習を含む。) ・電気(実習を含む。) ・栽培(実習を含む。) ・情報とコンピュータ(実習を含む。)	1 1 1 1 1 1
家庭	・家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ・被服学(被服制作実習を含む。) ・食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ・住居学(製図を含む。) ・保育学(家庭看護を含む。) ・家庭電気・機械	・家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ・被服学(被服制作実習を含む。) ・食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ・住居学 ・保育学(実習を含む。) (削除)	1 1 1 1 1 1
職業	・産業概説 ・職業指導 ・「農業、工業、商業、水産」 ・「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	同 左	1 1 1 1

教科	平成10年改正法の教科に関する科目	平成12年改正法の教科に関する科目	最低修得単位数
職業指導	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理	同 左	1 1 1
英語	・英語学 ・英米文学 ・英語コミュニケーション ・比較文化(外国事情を含む。)	・英語学 ・英米文学 ・英語コミュニケーション ・異文化理解	1 1 1 1
宗教	・宗教学 ・宗教史 ・「教理学、哲学」	同 左	1 1 1

備考 (旧法、新法の共通内容)

- 1 教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。
- 2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。
- 3 「 」書きの科目については、「 」内の1以上の科目について単位修得をするものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」はこれらの科目のうち2以上の科目（商船をもって水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

注 平成13年3月31日までの間に修得した平成12年改正法前の音楽、美術、技術、家庭又は外国語の教科に関する科目の単位については、平成12年改正法後の教科に関する科目の規定にかかわらず、当該教科について中学校教諭免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位とみなすことができる。

教職に関する科目(養護教諭)

昭和63年改正法 (旧法)	平成10年改正法 (新法)
・教育の本質及び目標に関する科目 ・幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 ・教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目	・教育の基礎理論に関する科目
・教育課程に関する科目 (道徳教育に関する科目及び特別活動に関する科目を含む。) ・教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	・教育課程に関する科目
・生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導及び教育相談に関する科目

養護に関する科目(養護教諭)

昭和63年改正法 (旧法)	平成10年改正法 (新法)
・衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	・衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)
・学校保健 (養護教諭の職務を含む。)	・学校保健
・学校保健 (養護教諭の職務を含む。)	・養護概説
・栄養学 (食品学を含む。)	・栄養学 (食品学を含む。)

教育職員免許法の改正に伴う専修免許状取得に必要な単位数の逡減措置の廃止について

「教育職員免許法等の一部を改正する法律」が、平成12年7月1日付けで施行されたことに伴い、一種免許状を所有している方が教育職員検定により専修免許状を取得する場合について、実務年数に応じて必要単位数が逡減する措置が廃止されました。

このことにより、最低実務年数3年、最低15単位の修得が必要となりました。

(経過措置)

● 下記条件を満たす方は、改正前の逡減措置の適用を受けることができます。

- (1) 平成9年7月1日までに一種免許状を所有している方
- (2) 平成12年7月1日の時点で3年の実務年数を満たし、下表の実務年数に応じた最低修得単位数を平成16年3月31日までに修得された方

(改正前)

一種免許状	+	実務年数	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上	⇒	専修免許状
		最低修得単位数	15単位	12単位	9単位	6単位		

(改正後)

一種免許状	+	実務年数	3年以上	⇒	専修免許状
		最低修得単位数	15単位		

問い合わせ先 高知県教育委員会事務局 教職員課 総務班 森

TEL 088-821-4731

FAX 088-821-4558

普通免許状の出願に必要な主な提出書類

1 大学卒業等により、免許状の授与を出願する場合（免許法第5条別表第1・2）

免許状の種類	改正前の提出書類	改正された提出書類
小学校教諭 専修・一・二種免許状 中学校教諭 専修・一・二種免許状 高等学校教諭 専修・一種免許状 盲学校教諭 専修・一・二種免許状 聾学校教諭 専修・一・二種免許状 養護学校教諭 専修・一・二種免許状 幼稚園教諭 専修・一・二種免許状 養護教諭 専修・一・二種免許状	教育職員免許状授与（検定）願 履歴書 卒業証明書 単位修得証明書 本籍地の市町村長の発行する身分に関する証明書 （戸籍抄本） （基礎となる免許状（写し）） （実務に関する証明書） （介護等体験証明書）	同左 履歴書（様式の一部変更） 同左 同左 宣誓書 （同左） （同左） （同左） （同左）

2 現職教員等が教育職員検定（実務年数＋単位修得）により、上級免許状又は盲・聾・養護学校教諭二種免許状の授与を出願する場合（免許法第6条別表第3・6・7）

免許状の種類	改正前の提出書類	改正された提出書類
小学校教諭 専修・一・二種免許状 中学校教諭 専修・一・二種免許状 高等学校教諭 専修・一種免許状 幼稚園教諭 専修・一・二種免許状 養護教諭 専修・一・二種免許状 盲学校教諭 専修・一・二種免許状 聾学校教諭 専修・一・二種免許状 養護学校教諭 専修・一・二種免許状	教育職員免許状授与（検定）願 履歴書 基礎となる免許状（写） 単位修得証明書 実務に関する証明書 （教科に関する証明書） （戸籍抄本） （実務に関する証明書交付願） （教科に関する証明書交付願） （卒業証明書）	同左 履歴書（様式の一部変更） 同左 同左 同左 （同左） （同左） （同左） （同左） （同左）

3 中学校・高等学校教諭免許状所有者が、所有教科以外の教科の免許状の授与を出願する場合（免許法第6条別表第4）

免許状の種類	改正前の提出書類	改正された提出書類
中学校教諭 専修・一・二種免許状 高等学校教諭 専修・一種免許状	教育職員免許状授与（検定）願 履歴書 基礎となる免許状（写） 単位修得証明書 本籍地の市町村長の発行する身分に関する証明書 保健所の医師等が発行する身体に関する証明書 （戸籍抄本）	同左 履歴書（様式の一部変更） 同左 同左 宣誓書 身体に関する証明書 （身体に関する証明書の申立書） （同左）

- 4 実習助手等が教育職員検定（実務年数＋単位修得）により、実習教科の免許状の授与を出願する場合（免許法第6条別表第5）

免許状の種類	改正後の提出書類	改正前の提出書類
中学校教諭 専修・一・二種免許状 高等学校教諭 専修・一種免許状	教育職員免許状授与（検定）願 履歴書 基礎となる免許状(写) 単位修得証明書 実務に関する証明書 (実地経験に関する証明書) (卒業証明書) (戸籍抄本)	同左 履歴書(様式の一部変更) 同左 同左 同左 (同左) (同左) (同左)

臨時免許状の出願に必要な主な提出書類

免許状の種類	改正前の提出書類	改正された提出書類
小学校助教諭免許状 中学校助教諭免許状 高等学校助教諭免許状 幼稚園助教諭免許状 養護助教諭免許状 盲学校助教諭免許状 聾学校助教諭免許状 養護学校助教諭免許状 盲学校特殊教科助教諭免許状 聾学校特殊教科助教諭免許状	教育職員免許状授与（検定）願 履歴書 最終学校卒業証明書 最終学校成績証明書 本籍地の市町村長の発行する身分に関する証明書 保健所の医師等が発行する身体に関する証明書 (副申書) (戸籍抄本) (在職証明書) (外国人登録証明書) (保健婦又は看護婦若しくは准看護婦免許状(写))	同左 履歴書(様式の一部変更) 同左 同左 宣誓書 身体に関する証明書 (身体に関する証明書の申立書) (同左) (同左) (同左) (同左) (同左)

今回の規則改正で変更又は新たに加わった部分は、ゴシック体の部分です。

()は必要に応じて提出するものです。

※ 出願される方には、出願書類を送りますので担当まで連絡してください。

担当 教職員課 総務班 森 TEL 088-821-4731 FAX 088-821-4558

別添1

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十二年五月二日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第十一号

教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第一条 教育職員免許状に関する規則(昭和四十四年高知県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二十七条中「次の」を「免許法認定講習に関する次の」に改め、第一号を削り、同条第二号中「免許法認定講習における」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「その他前各号の事項に関する」を「前号に掲げるもの以外の」に改め、同号を同条第二号とする。
別表の二及び三を次のように改める。

通 用 区 分	種 別	基礎資格	在 職 年 数	最 低 修 得 単 位 数	教科に関する 科 目		教 職 に 関 する 科 目												教科又は教職に関する科目
					単 位 数	必 修 科 目	必 修 科 目												
							単 位 数	教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目			
								教職の意義及び教員の職務内容（研修）	教職の職務内容（研修）	教育の歴史及び思想	教育の基礎理論	幼児・児童の発達及び学習の過程	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器を含む）	生徒指導の理論及び方法	
免許法別表第三	専修	中学校教諭 一種免許状	3	15	16	5	8	3	4	7	2	1	4	2	1	1	1		
			4	12															
			5	9															
			6	6															
免許法別表第五	修	中学校教諭 一種免許状 （実習）	3	15	16	5	8	3	4	7	2	1	4	2	1	1	1		
			4	12															
			5	9															
			6	6															
免 許 法 別 表 第 三	種	中学校教諭 二種免許状	5	45	10	16	5	8	3	4	7	2	1	4	2	1	1		
			6	40	9	15													
			7	35	8	14													
			8	30	7	13													
			9	25	6	12													
			10	20	5	10													
			11	15	4	8													
			12	10	3	5													
			3	25	6	10													
			4	20	5	9													
			5	15	4	8													
			6	10	3	5													
		免許法附則第7項の表第1号該当	10	10	4	6	2	2	1										
		免許法附則第7項の表第2号該当	3	10	4	6	2	2	1										
		免許法附則第7項の表第3号該当	10	4	6	2	2	1											
		29年改正法附則第15項該当	15	10	5		5												
		中学校教諭 二種免許状 （実習）	3	15	8	7	3	2	2										
			4	10	5	5	2	1	1										
		免 許 法 別 表 第 二	中 学 校 助 教 諭 免 許 状	6	45	10	21	9	6	6	4								
				7	40	9	19	8	5	5		3							
				8	35	8	17	7	4	4			2						
				9	30	7	15	6	3	3									
				10	25	6	13	5											
				11	20	5	11												

第 三	種		12	15	4	各1	9	4	2	2	
			13	10	3	1科目以上	6	2	1	1	1
		29年改正法 附則第11項 該当	3	15	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上					
免許 法別 表第 五	種	中 学 校 助 教 諭 免 許 状 (実習)	4	10							
			6	20	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各2以上	10	4	2	2	
			7	15	8	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各2以上	7	3	2	2	
			8	10	5	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上	5	2	1	1	
		免許法別表 第5備考第 5号該当	6	10	5	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上	5	2	1	1	

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。
 2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第7号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同法別表第3備考第9号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目		教職に関する科目													教科又は教職に関する科目									
					必修科目	単位数	必修科目																						
							教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導教育相談及び進路指導等に関する科目															
								教職の意義及び教員としての役割	教員としての職務内容(研修を含む)	進路選択に資する各種の機会を提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児の発達及び学習の過程	過渡期(幼児から児童への移行)の発達及び学習の過程	児童の発達及び学習の過程	制度又は経営的事項に関する社会的	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む)		生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)の理論及び方法	進路指導の理論及び方法						
免許法別表第三	専修	高等学校教諭一種免許状	3	15	6	任意	4	任意																					
		4	12	5				10	6	任意	4	任意																	
		5	9									1	10	4	任意	6	任意												
		6	6														任意												
		免許法附則第7項の表第4号該当	5	10				6	任意	4	任意																		
免許法附則第7項の表第5号該当	1	10	4	任意	6	任意																							
免許法別表第四	修	29年改正法附則第16項該当	30	5	1	任意に24単位																							
		高等学校教諭一種免許状(実習)	3	15	任意																								
免許法別表第五	免許	高等学校助教諭免許状	5	45	10	免許法施行規則第4条の表の第2欄のうち2/3以上の科目各1	12	5			4			3			8												
			6	40	9		11																						
			7	35	8		10																						
			8	30	7		9																						
			9	25	6	免許法施行規則第4条の表の第2欄のうち1/2以上の科目各1	8																						
			10	20	5		7																						
			11	15	4		6																						
			12	10	3	1科目以上	4																						
			免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	5	免許法施行規則第4条の表の第2欄のうち1/2以上の科目各1	7																					
				4	20	4		6																					
				5	15	3	1科目以上	5																					
				6	10	3		4																					
		29年改正法附則第8項該当	10	90	20	免許法施行規則第4条の表の第2欄について各1以上	24	10			8			6			16												
			11	85	18		22	9			7			6			14												
			12	80	16		19	8			6			5			13												
			13	75	14		17	7			6			4			11												
			14	70	12		14	6			5			3			10												
			15	65	10		12	5			4			3			8												
			16	60	10																								
			17	55	10																								
			18	50	10																								
			19	45	10																								
		20	40	10																									

表	第	三	種	21	35	8	の科目のうち2/3以上の科目各1	9	4	3	2	7
				22	30							
				23	25	6	免許法施行規則第4条の表欄の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	7	3	2	2	6
				24	20							
				25	15	4	1科目以上	5	2	2	1	5
				26	10	3		4	2	1	1	3
				4	45	10	免許法施行規則第29項及び第30項該当(修業年限3年)	12	5	4	3	8
				5	40			9	4	3	2	7
				6	35	8	免許法施行規則第4条の表欄の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	7	3	2	2	6
				7	30			5	2	1	5	
				8	25	6	1科目以上	4	2	1	3	
				9	20			16	7	5	4	11
				10	15	4	免許法施行規則第4条の表欄の第2欄の科目について各1以上	14	6	5	3	10
				11	10	3		12	5	4	3	8
				6	60	13	免許法施行規則第4条の表欄の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	9	4	3	2	7
				7	55	12		7	3	2	2	6
				8	50	10	免許法施行規則第4条の表欄の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	5	2	2	1	5
				9	45	8		4	2	1	3	
				10	40	6	1科目以上	4	2	1	3	
				11	35			16	7	5	4	11
				12	30	4	免許法施行規則第4条の表欄の第2欄の科目について各1以上	14	6	5	3	10
				13	25	10		12	5	4	3	8
				14	20	8	免許法施行規則第4条の表欄の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	9	4	3	2	7
				15	15	6		7	3	2	2	6
				16	10	3	免許法施行規則第4条の表欄の第2欄の科目のうち1/2以上の科目各1	5	2	2	1	5
								4	2	1	3	
免許法別表第四				29年改正法附則第16項該当	6	5	1科目以上	1				
				免許法別表第4備考第3号該当	19	16	3	3				
免許法別表第五				高等学校助教授免許状(実習)	3	10	免許法施行規則第4条の表欄の第2欄の科目について各1以上	5	2	2	1	
				同上29年改正法附則第8項該当	6	10						
免許法附則第十一項				表イ該当	3							
				表ロ該当	3							
				表ハ該当	6	10	5	同上	5	2	2	1
				表ニ該当	3							

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

（教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成十一年高知県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正前の教育職員免許状に関する規則別表」の下に「（次項において「旧別表」という。）」を、「改正後の教育職員免許状に関する規則別表」の下に「（次項において「新別表」という。）」を加え、附則に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までに、旧別表の免許法別表第三の項、免許法別表第五の項、免許法附則第十一項の項又は免許法別表第六の項に規定する普通免許状（専修免許状を除く。）の取得に係る単位数のうち十単位以上を修得した者に対する教育職員免許状に関する規則別表の適用については、新別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の教育職員免許状に関する規則の規定及び第二条の規定による改正後の教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の規定並びに次項の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成十五年三月三十一日までに、第一条の規定による改正前の教育職員免許状に関する規則別表（免許法別表第五の項を除く。）に規定する普通免許状に係る所要資格を得た者は、同条の規定による改正後の教育職員免許状に関する規則別表に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

新 新 旧 対

教育職員免許状に関する規則（昭和四十四年高知県教育委員会規則第五号）（抜粋）

（書類の保存）

第二十七条 免許法認定講習に関する次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に掲げる期間保存するものとする。

- 一 単位修得原簿 永久

- 二 前号に掲げるもの以外の主なる公文書 五年

照 表 旧

教育職員免許状に関する規則（昭和四十四年高知県教育委員会規則第五号）（抜粋）

（書類の保存）

第二十七条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に掲げる期間保存するものとする。

- 一 教育職員免許状原簿 永久
- 二 免許法認定講習における単位修得原簿 永久
- 三 免許状の授与、教育職員検定、免許状の書換及び再交付に関する願書 十年
- 四 免許状の失効、取上げ及び異議の申出に関する書類 十年
- 五 その他前各号の事項に関する主なる公文書 五年

1	小学校教諭免許状	略
2	中学校教諭免許状	

[illegible][illegible]

2 中学校教諭免許状

[illegible][illegible]

法 別 表 第 三 種	免 許 法 別 表 第 四	免 許 法 別 表 第 五	21	35	の 科 目 の うち 1/4 以上 の 数 目 各 1	2	4	3	2	7
免 許 法 施 行 規 則 第 23 項 及 び 第 30 項 該 当 (修 業 年 限 3 年)			22	30	8					
			23	25	6					
			24	20	6					
			25	15	4					
			26	10	3					
			4	45	10					
			5	40	10					
			6	35	8					
			7	30	8					
			8	25	6					
			9	20	6					
同 上 (修 業 年 限 2 年)			10	15	4					
			11	10	3					
			6	60	12					
			7	55	12					
			8	50	12					
			9	45	10					
			10	40	10					
			11	35	8					
			12	30	8					
			13	25	6					
			14	20	6					
29年改正法 附則第16項 該当			15	15	4					
			16	10	3					
高等學校 助 成 免 許 状 (実習)			略	略	略					
			略	略	略					
同 上 29年改正法 附則第8項 該当			略	略	略					
			略	略	略					

4 幼稚園教諭免許状
8 高等学校特殊教科教諭免許状

法 別 表 第 三 種	免 許 法 別 表 第 四	免 許 法 別 表 第 五	21	35	20	各 1 以上	4	2	1	1	3
免 許 法 施 行 規 則 第 23 項 及 び 第 30 項 該 当 (修 業 年 限 3 年)			22	30	8						
			23	25	6						
			24	20	6						
			25	15	4						
			26	10	3						
			4	45	10						
			5	40	10						
			6	35	8						
			7	30	8						
			8	25	6						
			9	20	6						
同 上 (修 業 年 限 2 年)			10	15	4						
			11	10	3						
			6	60	12						
			7	55	12						
			8	50	12						
			9	45	10						
			10	40	10						
			11	35	8						
			12	30	8						
			13	25	6						
			14	20	6						
29年改正法 附則第16項 該当			15	15	4						
			16	10	3						
高等學校 助 成 免 許 状 (実習)			略	略	略						
			略	略	略						
同 上 29年改正法 附則第8項 該当			略	略	略						
			略	略	略						

4 幼稚園教諭免許状
8 高等学校特殊教科教諭免許状

新 新 旧 対

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成十一年高知県教育委員会規則第八号）（抜粋）

附 則

（経過措置）

- 2 平成十二年四月一日前に、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則別表（次項において「旧別表」という。）の単位の修得方法により修得した単位は、この規則による改正後の教育職員免許状に関する規則別表（次項において「新別表」という。）の相当科目の単位とみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までに、旧別表の免許法別表第三の項、免許法別表第五の項、免許法附則第十一項の項又は免許法別表第六の項に規定する普通免許状（専修免許状を除く。）の取得に係る単位数のうち十単位以上を修得した者に対する教育職員免許状に関する規則別表の適用については、新別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

照 表

旧

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（平成十一年高知県教育委員会規則第八号）（抜粋）

附 則

（経過措置）

- 2 平成十二年四月一日前に、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則別表の単位の修得方法により修得した単位は、この規則による改正後の教育職員免許状に関する規則別表の相当科目の単位とみなす。

別添2

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十二年八月二十九日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第十七号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十四年高知県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項を次のように改める。

3 教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十九号。以下この項において「改正法」という。）附則第二項又は第三項の規定により情報又は福祉の教科について高等学校教諭の一種免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 教育職員免許状授与（検定）願

二 履歴書

三 改正法附則第二項又は第三項に規定する高等学校教諭の普通免許状の写し

四 改正法附則第二項又は第三項に規定する講習の修了を証明する書類

別表の一から六までを次のように改める。

別表 (第14条関係)
1 小学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	科目	教 職 に 関 する 科 目														教科又は教職に関する科目		
						必修科目	必修科目															
							単位数	必修科目	教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目				
									単位数	役職の意義及び教員の職務内容(研修、)	教職の職務内容(研修、)	進路指導の機会に資する各種	教育に関する歴史及び教育思想	幼児の発達及び学習の過程	児童の発達及び学習の過程	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法		(活用を含む)教育の方法及び技術	生徒指導の理論及び方法
免許法別表第三種	一	小学校教諭	5	45	4	9教科のうち1以上	21	5			1 4			各教科の指導法5教科(音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。)	2	5						
			6	40	4		19	4			1 2											
			7	35	3		17	3			1 1											
			8	30	3		15	2			1 0											
			9	25	2		13	2			8											
			10	20	2		11	3			7											
			11	15	1		9	4			6											
			12	10	1		7	4			4											
		二種免許状	3	25	2	9教科のうち1以上	13	3			8			各教科の指導法3教科(音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。)	2	5						
			4	20	2		11	2			7											
			5	15	1		9	2			6											
			6	10	1		7	2			4											
	二	小学校 助 教 諭 免 許 状	6	45	4	9教科のうち1以上	28	7			1 7			各教科の指導法5教科(音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。)	5	2						
			7	40	4		26	6			1 5											
			8	35	3		23	5			1 3											
			9	30	3		20	4			1 2											
			10	25	2		17	3			1 0											
			11	20	2		14	2			8											
			12	15	1		11	2			6											
			13	10	1		8	2			4											
		29年改正法附則第11項該当 29年改正法附則第12項該当 29年改正法附則第13項該当	3	15	5	9教科のうち1以上	5	2			1			1	1	1						
			4	10	5		5	2			1											
			1	10	5		5	2			1											
			5	10	5		5	2			1											

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第8号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同法別表第3備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

道 用 区 分	種 別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	科目に関する		教 職 に 関 す る 科 目																教科又は教職に関する科目
					必修科目	単位 数	必 修 科 目																
							教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目				教育課程及び指導法に関する科目				生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目					
							教職の意義及び教員の役割の意義並びに職務内容（研修を含む）	進路選択に資する各種機会を提供する各種	教員としての歴史及び教育思想	教育に関する理念並びに教育の目的	幼児・児童・生徒の発達過程及び学習の特性	過剰な負担の軽減	心の健康と生活習慣	制度又は経営的事項	教育課程の意図及び編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	活用を含む教材の開発方法及び技術	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリング）の理論及び方法	進路指導の理論及び方法	
免 許 法 別 表 第 三 種	一	中学校教諭 二種免許状	5	45	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目 各1	16	5		8	3	4											
			6	40	9		15																
			7	35	8		14																
			8	30	7		13																
			9	25	6		12																
			10	20	5		10																
			11	15	4		8																
		12	10	3	5	2	2	1	2														
		免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	6	10	3	5		2	4	1	4										
			4	20	5	9																	
			5	15	4	8																	
			6	10	3	5																	
	免許法附則第7項の表第1号該当	10	10	4	6	2	2	1	/														
	免許法附則第7項の表第2号該当	3	10	4	6	2	2	1	/														
	免許法附則第7項の表第3号該当	/	10	4	6	2	2	1	/														
	中学校教諭 二種免許状 (実習)	3	15	8	7	3	2	2	/														
		4	10	5	5	2	1	1	/														
	免 許 法 別 表 第 二 種	中 学 校 助 教 諭 免 許 状	6	45	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目 各1	21	9	6	6	4												
			7	40	9		19	8	5	5	3												
			8	35	8		17	7															
9			30	7	15		6																
10			25	6	13		5	4	3	2													
11			20	5	11																		
12			15	4	9						4	2											
13			10	3	6						2	1											

三	免 許 法 別 表 第 五 種	29年改正法 附則第11項 該当	3 4	15 10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上	10				
		4	10							
免 許 法 別 表 第 五	中 学 校 助 教 諭 免 許 状 (実習)	6	20	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各2以上	10	4	2	2	
		7	15	8	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各2以上	7	3	2	2	
		8	10	5	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上	5	2	1	1	
		免許法別表第5備考第5号該当	6	10	5	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上	5	2	1	1

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第8号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同法別表第3備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目		教 職 に 関 する 科 目													教科又は教職に関する科目					
					単位数	必修科目	必 修 科 目																		
							単位数	教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目								
								教職の意義及び教員の職務内容(研修を含む。)	教員の仕事及び身分保障等	進路選択に資する各種の機会の提供等	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児の発達及び学習の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児の発達及び学習の心身の発達及び学習の過程を含む。)	発達及び学習の過程(障害のある幼児の発達及び学習の心身の発達及び学習の過程を含む。)	制度的又は経営的事項、教育に関する社会的、教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	特別活動の指導法	活用を含む。)	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)の理論及び方法		進路指導の理論及び方法				
免許法別表第三	高等学校 助 教 諭 免 許 状	免許法施行規則第4条第2項の第2号の科目のうち2/3以上の科目各1	5	45	10	12												3				8			
			6	40	9	11				5			4									7			
			7	35	8	10				4			3									6			
			8	30	7	9								3									5		
			9	25	6	8				3				2									4		
			10	20	5	7									2								3		
			11	15	4	6				2				1											
			12	10	3	4																			
			免許法施行規則第11条第3号及び第12条該当	免許法施行規則第4条第2項の第2号の科目のうち1/2以上の科目各1	3	25	5	7													2				8
					4	20	4	6				3			2										7
					5	15	3	5								2									6
					6	10	3	4				2				1									3
	29年改正法 附則第8項 該当	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目について各1以上	10	90	20	24				10			8						6				16		
			11	85	18	22				9			7						6				14		
			12	80	16	19				8			6						5				13		
			13	75	14	17				7			6						4						
			14	70	12	14				6			5						3				10		
			15	65	10	12				5			4						3				8		
			16	60	8	9				4			3						2				7		
			17	55	6	7				3				2					2				6		
			18	50	4	5				2				2					1				5		
			19	45	3	4				2				1					1				3		
			20	40	10	12																			
			21	35	8	9				5			4												
			22	30	6	7																			
			23	25	4	5																			
			24	20	3	4																			
			25	15	2	3																			
	26	10	1	2																					
	免許法施行規則附則第29項及び第30項該当(修業年限3年)	免許法施行規則第4条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目各1	4	45	10	12				5			4						3				8		
			5	40	8	9				4			3					2				7			
			6	35	6	7																			
			7	30	4	5																			
			8	25	3	4																			
			9	20	2	3																			

種		10	15	4	の科目のうち1/2以上の科目各1	5	2	2	1	5
		11	10	3	1科目以上	4	2	1	1	3
	同上 (修業年限2年)	6	60	13	免許法施行規則第4条の表欄の第2目について各1以上	16	7	5	4	11
		7	55	12		14	6	5	3	10
		8	50							
		9	45	10	免許法施行規則第4条の表欄の第2目のうち2/3以上の科目各1	12	5	4	3	8
		10	40							
		11	35	8		9	4	3	2	7
		12	30							
		13	25	6	免許法施行規則第4条の表欄の第2目のうち1/2以上の科目各1	7	3	2	2	6
		14	20							
		15	15	4		5	2	2	1	5
		16	10	3	1科目以上	4	2	1	1	3
免	高等学校助免 (実習)	3	10	5	免許法施行規則第4条の表欄の第2目について各1以上(科目数が多い場合は選択)	5	2	2	1	
	同上 29年改正法附則第8項該当	6	10							
別表第五	表イ該当	3	10	5	同上	5	2	2	1	
	表ロ該当	3								
	表ハ該当	6								
	表ニ該当	3								
免許法附則第十一項										

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	教科に関する科目		教 職 に 関 する 科 目													教科又は教職に関する科目	
					単位数	必修科目	必 修 科 目														
							単位数	教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目				教育課程及び指導法に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			
								教職の意義及び教員の役割	教職の職務内容(研修を含む。)	進路選択の機会に資する各種	教育に関する理念並びに教育思想	幼児の発達過程	幼児の学習過程	幼児の発達過程	教育制度又は経営的事項	教育課程の意義及び編成	保育内容の指導法	教育の情報機器及び技術の活用を含む。	幼児理解の理論及び方法		教育相談(カウンセリング)の理論及び方法
免許法別表第三	一	幼稚園教諭	5	45	4	小学校の9教科のうち1以上の科目	20	6						13			1	6			
			6	40	4		18	5						12							
			7	35	3		16	4						10							
			8	30	3		14	3						9							
		二種免許状	9	25	2		12	2						8					1	4	
			10	20	2		10	3						6							
			11	15	1		8	4						5							
			12	10	1		7	3						4							
		免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条該当	3	25	2	小学校の9教科のうち1以上の科目	12	2						8			1	6			
			4	20	2		10	3						6							
			5	15	1		8	4						5							
			6	10	1		7	3						4							
	二	幼稚園助教諭免許状	6	45	5	小学校の9教科のうち1以上の科目	30	9						18			3	2			
			7	40	4		27	8						16							
			8	35	3		24	7						14							
			9	30	3		21	6						13							
			10	25	2		18	5						11			1	1			
			11	20	2		15	4						9							
			12	15	1		12	3						7							
			13	10	1		9	2						5							
		29年改正法附則第11条該当	3	15	5	同 上	5	1						1			1	1			
			4	10			5	2						1							
		29年改正法附則第12条該当	1	10	5	同 上	5	1						1			1	1			
			1	10	5	同 上	5	2						1			1	1			

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	養護に関する科目				教 職 に 関 する 科 目													養護又は教職に関する科目		
					単位数	必修科目				単位数	必修科目													
						衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	学校保健	養護概説	栄養学（食品学を含む。）		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程に関する科目	生徒指導及び教育相談に関する科目										
免許法別表第六	一 種	養護教諭二種免許状	3	20	8	2	2	2	6	2							2		2		2			
			4	15	7				5								1							
			5	10	6				4								1							
		免許法施行規則第12条・第17条表備考該当	1	10	4	1	1	1	3	任 意													2	
			免許法別表第6備考第1号該当	1	10	4	1	1	1	3	任 意													
				養護助教諭免許状	6	30	14	2	2	2	8	4							2		2		2	
	7	25			12	7	3																	
	8	20	10		6	2																		
	9	15	8		5						2													
	10	10	6		4								2											
	免許法別表第6備考第2号該当		10	4	1	1	1	3	任 意															
		29年改正法附則第18項該当	3	10	6	1	1	1	2	任 意														

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

6 盲学校、聾学校及び養護学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	特殊教育に関する科目		
						必修科目		
						教育の基礎理論に関する科目		
免許法別表第七	一 種	盲学校、聾学校又は養護学校教諭二種免許状	3	6	6	2	1	1
		29年改正法附則第17項該当	3	4	4	1	1	1
	二 種	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状	3	6	6	2	1	1

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

別記第九号様式を次のように改める。

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者

所在地

学校名

学校長



教育職員免許法附則第2項の規定により免許教科外の教科教授担任の許可について
担任教諭と連署のうえ下記のとおり申請します。

記

免許教科外担任者及び教科

教諭の氏名	印	免許教科外の担任			担任理由
		教科	週担任 時間数	担任期間	
				年 月 日から 年 月 日まで	

担任しようとする教諭の履歴等

氏 名	最 終 学 歴	教職経 験年数	所 有 免 許 状		備 考
			種 類	教 科	

学級編成

生徒数及び学級数					
学年	1年	2年	3年	4年	計
生徒数	男				
	女				
	計				
学級数					

免許教科別教員数

教科	免許 状所有 者数	免許教科 担任		免許外 教科担任		教科	免許 状所有 者数	免許教科 担任		免許外 教科担任	
		教科 担任 者数	週担 任時 間数	教科 担任 者数	週担 任時 間数			教科 担任 者数	週担 任時 間数	教科 担任 者数	週担 任時 間数

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 全日制・定時制別、本校・分校別に申請すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

新 旧

（免許法による免許状授与の出願）

第四条 略

2 略

3 教育職員免許法の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十
九号。以下この項において「改正法」という。）附則第二項又は
第三項の規定により情報又は福祉の教科について高等学校教諭の
一種免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に
提出しなければならない。

一 教育職員免許状授与（検定）願

二 履歴書

三 改正法附則第二項又は第三項に規定する高等学校教諭の普通
免許状の写し

四 改正法附則第二項又は第三項に規定する講習の修了を証明す
る書類

4・5 略

対

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

照 表

旧

（免許法による免許状授与の出願）

第四条 略

2 略

3 教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第
百二十二号。以下「三十六年改正法」という。）附則第六項の規
定により技術の教科について中学校教諭の二種免許状の授与を願
ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければ
ならない。

一 教育職員免許状授与（検定）願

二 履歴書

三 三十六年改正法附則第六項に規定する図画工作又は職業の教
科についての中学校教諭免許状の写し

四 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和三十
六年文部省令第十八号）附則第十一項に定める技術の教科に関
する講習の修了証明書

4・5 略

(新)

別表（第14条関係）

1 小学校教諭免許状

適用 区分	種 別	基礎資格	在 職 年 数	最 低 修 得 単 位 数	教科に関する科目										教科又は教職に関する科目		
					必修科目	必修科目											
						教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目			
						教職の意義及び教員の役割を含む	幼稚園の及幼稚園内分科等に係る	幼稚園の及幼稚園内分科等に係る	教育の基礎理論に関する科目	幼児・児童の発達及び教育の基礎理論に関する科目	幼児・児童の発達及び教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法		特別活動の指導法	活用（教材及び教材の活用を含む）
免許 法 第 三 条	小学校教諭 二種免許状	5	45	4	21	5			14	各教科の指導法			2	5			
		6	40	4	19	4			12	5教科（音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。）各1							
		7	35	3	17	3			11	各教科の指導法							
		8	30	3	15	2			10	3教科（“ ”）各1							
		9	25	2	13	2			8	（“ ”）各1							
		10	20	2	11	3			7	2							
		11	15	1	9	2			6	1							
		12	10	1	7	2			4	1							
		3	25	2	13	3			8	各教科の指導法							
		4	20	2	11	2			7	3教科（音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。）各1							
		5	15	1	9	2			6	1							
		6	10	1	7	2			4	2							
表 第 二 三 条	小学校 助教諭 免許状	6	45	4	29	7			17	各教科の指導法			5	2			
		7	40	4	26	6			15	5教科（音楽、図画工作及び体育のうち1以上を含む。）各2							
		8	35	3	23	5			13	4教科（“ ”）各1							
		9	30	3	20	4			12	3教科（“ ”）各1							
		10	25	2	17	3			10	2							
		11	20	2	14	2			8	1							
		12	15	1	11	2			6	1							
		13	10	1	8	2			4	1							
		29年改正法 附則第11項 該当	3	15	5	5	2			1	1						
		29年改正法 附則第12項 該当	4	10	5	5	2			1	1						
		29年改正法 附則第13項 該当	5	10	5	5	2			1	1						

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第9号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一級免許状を取得していない場合は、同法別表第3備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

(旧)

別表（第14条関係）

1 小学校教諭免許状

適用 区分	種 別	基礎資格	在 職 年 数	最低修得 単位数	教科に関する科目										教科又は教職に関する科目
					必修科目	必修科目									
						教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導教育相談及び進路指導等に関する科目			
							教職の意義及び教員の役割を含む 教員及び職員の内職研修等	進路指導の意義及び各種	教育に関する歴史及び思想	幼児発達心理学の基礎	幼児発達心理学の基礎	教育課程の意義及び編成の方法	各教科の指導法	生徒指導の理論及び方法	
免 許 法 第 三 条	小学校教諭 二種免許状	3	15	9 教科の うち 1 以上	21	5	14	各教科の 指導法	2	5					
		4	12		12	5教科（音楽、図 画工作及び 体育のうち 1以上を含む。）									
		5	9		4	11	各1								
		6	6		3	10	各1								
	小学校教諭 二種免許状	5	45	4	13	3	8	各教科の 指導法	2	5					
		6	40	4	19		12	5教科（音楽、図 画工作及び 体育のうち 1以上を含む。）							
		7	35	3	17	4	11	各1							
		8	30	3	15		10	各1							
	小学校教諭 二種免許状	9	25	2	13	3	8	各教科の 指導法	1	3					
		10	20	2	11	2	7	3教科 （“ ”）							
11		15	1	9		6	（“ ”）								
12		10	1	7		4	各1								
免 許 法 第 三 条	小学校教諭 二種免許状	3	25	2	13	3	8	各教科の 指導法	2	5					
		4	20	2	11	2	7	3教科（音楽、図 画工作及び 体育のうち 1以上を含む。）							
		5	15	1	9		6	各1							
		6	10	1	7		4	各1							
	小学校教諭 二種免許状	6	45	4	29	7	17	各教科の 指導法	5	2					
		7	40	4	26		15	5教科（音楽、図 画工作及び 体育のうち 1以上を含む。）							
		8	35	3	23	6	13	各2							
		9	30	3	20	5	12	4教科 （“ ”）							
	小学校教諭 二種免許状	10	25	2	17		10	4教科 （“ ”）	3	1					
		11	20	2	14	4	8	各1							
12		15	1	11	3	6	3教科 （“ ”）								
13		10	1	8	2	4	各1								
免 許 法 第 三 条	小学校教諭 二種免許状	3	15	5	2	1		1							
		4	10	5											
		5	10	5	5	2	1		1						

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許法別表第3備考第9号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一級免許状を取得していない場合は、同法別表第3備考第9号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

2 中学校教諭免許状

道 用 区 分	種 別	基礎資格	在 職 年 数	最 低 修 得 単 位 数	教科に関する科目										教科又は教職に関する科目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					必修 科目 数	必修科目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目	教職の意義等に関する科目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数	単位 数

2 中学校教諭免許状

道 用 区 分	種 別	基礎資格	在 職 年 数	最 低 修 得 単 位 数	教科に関する科目											教科又は教職に関する科目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
					必修科目	必修科目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
						単 位 数	必修科目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
							教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導・教育相談及び進路指導等に関する科目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
免許法別表第三	専	中学校教諭 二種免許状 (実習)	3	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

(新)

免許 法 別 表 第 三	中 学 校 助 教 諭 免 許 状	6	45	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目 各1	21	9	6	6	4
		7	40	9	同上	19	8	5	5	
		8	35	8	同上	17	7		3	4
		9	30	7	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目 各1	15	6	2		3
		10	25	6	同上	13	5		1	2
		11	20	5	同上	11	4	1		1
		12	15	4	同上	9	3		1	1
		13	10	3	1科目以上	6	2	1		1
	29年改正法 附則第11項 該当	3	15	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上					
	免許 法 別 表 第 五	中 学 校 助 教 諭 免 許 状 (実習)	6	20	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各2以上	10	4	2	2
7			15	8	同上	7	3	2	2	
8			10	5	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上	5	2	1	1	
免許法別表第5号該当			6	10	5	同上	5	2	1	1

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許別表第3備考第8号の規定による指定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同法別表第3備考第10号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

(H1)

免 許 法 別 表 第 三	中 学 校 助 教 諭 免 許 状	6	46	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち2/3以上の科目 各1	21	9	6	6	4			
		7	40	9	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目 各1	19	8	5	5				
		8	35	8		17	7						
		9	30	7		15	6						
		10	25	6	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目のうち1/2以上の科目 各1	13	5	4	4		3		
		11	20	5		11						3	3
		12	15	4		9						2	2
		13	10	3		6						1	1
		19年改正法 附則第11項 該当	3	15	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各1以上							
		中 学 校 助 教 諭 免 許 状 (実習)	6	20	10	免許法施行規則第3条の表の第2欄の科目について各2以上	10	4	2		2		
	7		15	8	7	3	2	2					
	8		10	5	5	2	1	1					
	免許法別表第5備考第5号該当		6	10	5	5	2	1	1				

注 1 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

2 二種免許状を有する者で、平成元年4月1日以後に教育職員に任命され、又は雇用されたものが在職年数12年を経過した日から3年の間に免許別表第3備考第7号の規定による増定を受け、当該経過した日から3年を経過する日までに一種免許状を取得していない場合は、同表別表第3備考第9号の規定により翌日以後は最低修得単位数は45単位となる。

(新)

3 高等学校教諭免許状

適用区分	基礎資格	在職年数	教職に関する科目										教科又は教職に関する科目	
			必修科目	必修科目										
				必修科目										
				教職の基礎等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の基礎等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の基礎等に関する科目		
免	許	状	5	45	10	12	5	4	3	8				
			6	40	9	11	4	3	2	7				
			7	35	8	10	3	2	1	6				
			8	30	7	9	2	1		5				
			9	25	6	8	1			4				
			10	20	5	7				3				
			11	15	4	6				2				
			12	10	3	5				1				
			13	5	2	4								
			14	0	1	3								
			15	0	0	2								
			16	0	0	1								
免	許	状	5	45	10	12	5	4	3	8				
			6	40	9	11	4	3	2	7				
			7	35	8	10	3	2	1	6				
			8	30	7	9	2	1		5				
			9	25	6	8	1			4				
			10	20	5	7				3				
			11	15	4	6				2				
			12	10	3	5				1				
			13	5	2	4								
			14	0	1	3								
			15	0	0	2								
			16	0	0	1								
免	許	状	5	45	10	12	5	4	3	8				
			6	40	9	11	4	3	2	7				
			7	35	8	10	3	2	1	6				
			8	30	7	9	2	1		5				
			9	25	6	8	1			4				
			10	20	5	7				3				
			11	15	4	6				2				
			12	10	3	5				1				
			13	5	2	4								
			14	0	1	3								
			15	0	0	2								
			16	0	0	1								

(旧)

3 高等学校教諭免許状

適用区分	基礎資格	在職年数	教職に関する科目										教科又は教職に関する科目	
			必修科目	必修科目										
				必修科目										
				教職の基礎等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の基礎等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の基礎等に関する科目		
免	許	状	5	45	10	12	5	4	3	8				
			6	40	9	11	4	3	2	7				
			7	35	8	10	3	2	1	6				
			8	30	7	9	2	1		5				
			9	25	6	8	1			4				
			10	20	5	7				3				
			11	15	4	6				2				
			12	10	3	5				1				
			13	5	2	4								
			14	0	1	3								
			15	0	0	2								
			16	0	0	1								
免	許	状	5	45	10	12	5	4	3	8				
			6	40	9	11	4	3	2	7				
			7	35	8	10	3	2	1	6				
			8	30	7	9	2	1		5				
			9	25	6	8	1			4				
			10	20	5	7				3				
			11	15	4	6				2				
			12	10	3	5				1				
			13	5	2	4								
			14	0	1	3								
			15	0	0	2								
			16	0	0	1								

[illegible]

別	表	第	三	種	免 許 法 則 表 第 四										免 許 法 則 表 第 五			
					附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項	附則第8項
別	表	第	三	種	附則第8項	17	55	12	各1以上	14	6	5	3	10				
						18	50	12	4	5	4	3	8					
別	表	第	三	種	附則第8項	19	46	10	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	12	5	4	3	8				
						20	40	10	4	4	3	8						
別	表	第	三	種	附則第8項	21	35	8	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	9	4	3	2	7				
						22	30	8	4	3	2	7						
別	表	第	三	種	附則第8項	23	25	6	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	7	3	2	2	6				
						24	20	6	4	2	2	6						
別	表	第	三	種	附則第8項	25	15	4	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	5	2	2	1	5				
						26	10	3	1科目以上	4	2	1	1	3				
別	表	第	三	種	免許法則第23項及び第30項該当(修業年限3年)	4	45	10	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	12	5	4	3	8				
						5	40	10	4	4	3	8						
別	表	第	三	種	免許法則第23項及び第30項該当(修業年限3年)	6	35	8	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	9	4	3	2	7				
						7	30	8	4	3	2	7						
別	表	第	三	種	免許法則第23項及び第30項該当(修業年限3年)	8	25	6	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	7	3	2	2	6				
						9	20	6	4	2	2	6						
別	表	第	三	種	免許法則第23項及び第30項該当(修業年限3年)	10	15	4	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	5	2	2	1	5				
						11	10	3	1科目以上	4	2	1	1	3				
別	表	第	三	種	同上(修業年限2年)	6	60	13	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	16	7	5	4	11				
						7	55	12	4	5	4	3	10					
別	表	第	三	種	同上(修業年限2年)	8	50	12	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	14	6	5	3	10				
						9	45	10	4	5	4	3	8					
別	表	第	三	種	同上(修業年限2年)	10	40	10	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	12	5	4	3	8				
						11	35	8	4	4	3	2	7					
別	表	第	三	種	同上(修業年限2年)	12	30	8	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	9	4	3	2	7				
						13	25	6	4	2	2	6						
別	表	第	三	種	同上(修業年限2年)	14	20	6	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	7	3	2	2	6				
						15	15	4	4	2	2	1	5					
別	表	第	三	種	同上(修業年限2年)	16	10	3	1科目以上	4	2	1	1	3				
						17	5	1	1	3								
別	表	第	三	種	29年度改正法附則第16項該当	18	5	1	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	1	1	1	3					
						19	5	1	4	3	2	7						
別	表	第	三	種	免許法則表第4条改正第3号該当	20	15	4	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	4	4	3	2	7				
						21	10	3	1科目以上	4	2	1	1	3				
別	表	第	三	種	高専免校章(実習)	22	10	3	免許法則第4条の第2項の科のうち1以上	4								

(新)

免許法附則第十一項	表イ該当	3	10	5	同	上	5	2	2	1	
	表ロ該当	3									
	表ハ該当	6									
	表ニ該当	3									

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

(旧)

免許法附則第十一項	表イ該当	3	10	5	同	上	5	2	2	1	
	表ロ該当	3									
	表ハ該当	6									
	表ニ該当	3									

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

(新)

4 幼稚園教諭免許状

道 用 区 分	種 別	基礎資格	在 職 年 数	最 低 修 得 単 位 数	単 位 数	教科に関する科目		教 職 に 関 す る 科 目										教科又は教職に関する科目			
						必 修 科 目	単 位 数	必 修 科 目													
								教職の意義等に関する科目			教育の基礎理論に関する科目			教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目			その他		
								教職の意義及び教員の役割	教職の意義及び教員の役割	教職の意義及び教員の役割	教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目				
免 許 法 種 別	幼稚園教諭 二種免許状	5	45	4	小学校の9教科のうち1以上の科目	20	6	13	1	幼稚園教諭及び保育士の資格を有する者	幼稚園教諭及び保育士の資格を有する者	幼稚園教諭及び保育士の資格を有する者	幼稚園教諭及び保育士の資格を有する者	幼稚園教諭及び保育士の資格を有する者	幼稚園教諭及び保育士の資格を有する者	幼稚園教諭及び保育士の資格を有する者					
		6	40	4		18	5	12									5				
		7	35	3		16	10	4													
		8	30	3		14	9											3			
		9	25	2		12	8												2		
		10	20	2		10	6													1	
		11	15	1		8	5														4
		12	10	1		7	4														
		3	25	2	12	8	1														
		4	20	2	10	6		2													
		5	15	1	8	5			3												
		6	10	1	7	4				2											
		7	45	5	30	9					18										
		8	40	4	27	8						16									
		9	35	3	24	7							14								
		10	30	3	21	6	13	2													
11	25	2	18	5	11	1															
12	20	2	15	4	9		7														
13	15	1	12	3	5				1												
14	10	1	9	2	1	1															
15	5	0	5	2	1		1														
16	0	0	5	2	1	1															

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

(旧)

4 幼稚園教諭免許状

道 用 区 分	基礎資格	在 職 年 数	最 低 修 得 単 位 数	修 得 単 位 数	教科に関する科目		教 職 に 関 する 科 目										教科又は教職に関する科目
					必 修 科 目	単 位 数	必 修 科 目										
							教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目	活用指導及び技術的科目	保育内容の指導法	教育の意義及び価値の理解	教育の歴史及び発展	教育の国際化に関する科目	教育の未来に関する科目	
免 許 法 種 別	幼稚園教諭 二種免許状	3	15	小学校の9教科のうち1以上の科目	20	6	13	1	6								
		4	12		18	5	12		5								
		5	9		16	4	9		10	4							
		6	6		14	3	8		6	3							
免 許 法 種 別	幼稚園教諭 二種免許状	5	45	4	20	6	13	1	6								
		6	40	4	18	5	12		5								
		7	35	3	16	4	9		10	4							
		8	30	3	14	3	8		6	3							
免 許 法 種 別	幼稚園教諭 二種免許状	9	25	2	12	3	6	1	4								
		10	20	2	10		5		3								
		11	15	1	8	2	4		2								
		12	10	1	7		3		1								
免 許 法 種 別	幼稚園教諭 二種免許状	3	25	2	12	3	8	1	6								
		4	20	2	10		6		5								
		5	15	1	8	2	5		4								
		6	10	1	7		4		2								
免 許 法 種 別	幼稚園教諭 二種免許状	6	45	5	30	9	18	3	6								
		7	40	4	27	8	16		5								
		8	35	3	24	7	14		4								
		9	30	3	21	6	13		3								
免 許 法 種 別	幼稚園教諭 二種免許状	10	25	2	18	5	11	2	4								
		11	20	2	15		9		1								
		12	15	1	12	4	7		1								
		13	10	1	9	3	5		1								
免 許 法 種 別	幼稚園教諭 二種免許状	3	15	5	5	2	1	1	6								
		4	10	5	5		1		5								
		1	10	5	5	2	1		4								
		2	10	5	5		1		3								

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

通 用 区 分	基礎資格	在職年数	最低俸得単位数	兼職に関する科目				教 職 に 関 する 科 目												兼職又は教職に関する科目
				単位数	学 校 保 護 説 明	学 校 保 護 説 明	栄養学（食品学を含む）	必 修 科 目												
								教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目			教育課程に関する科目			生徒指導及び教育相談に関する科目					
									教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	教職の意義及び教員の職務の範囲	
専任	基礎資格	3	15																	
		4	12																	
		5	9																	
		6	6																	
	二種免許状	任.....長																		
		基礎資格	3	20	8				6				2		2		2			
			4	15	7	2		2	2	5										1
			5	10	6					4					2					
			免許法施行規則第12条第17条表備考該当	1	10	4	1		1	1	3			任		意				2
			免許法別表第6備考第1号該当	1	10	4	1		1	1	3			任		意				
二種免許状	6	30	14				8				4		2		2			2		
	7	25	12				7				3									
	8	20	10	2		2	2	6												
	9	15	8				5				2		2					1		
	10	10	6				4													
	免許法別表第6備考第2号該当	10	4	1	1		1	3			任		意							
29年改正法附則第18条該当	3	10	6	1		1	1	2			任		意							

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第158号）をいう。

6 盲学校、聾学校及び養護学校教諭免許状

通 用 区 分	種 別	基 礎 資 格	在 職 年 数	最 低 修 得 単 位 数	単 位 数	特 殊 教 育 に 関 する 科 目		
						必 修 科 目		
						教 育 の 基 礎 理 論 に 関 する 科 目	心 身 に 障 害 の 有 る 幼 児、児 童 又 は 生 徒 の 心 理、生 理 及 び 病 理 に 関 する 科 目	心 身 に 障 害 の 有 る 幼 児、児 童 又 は 生 徒 の 教 育 課 程 及 び 指 導 法 に 関 する 科 目
免 許 條 件	年	盲学校、聾学校 又は養護学校 就諭一階免許状	3 4 5 6	15 12 9 6		任.....章		
	一	盲学校、聾学校 又は養護学校 就諭二階免許状	3	6	6	2	1	1
	二	19年改正法附則 第17項該当	3	4	4	1	1	1
別 表 第 七	一	小学校、中学校 高等学校又は幼 稚園教諭の普通 免許状	3	6	6	2	1	1
	二							

注 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和29年法律第168号）をいう。

高知県教育委員会 様

設置者

所在地

学校名

學校長

教育職員免許法附則第2項の規定により免許教科外の教科教授担任の許可について担任教諭と連署のうえ下記のとおり申請します。

記

免許教科外担任者及び教科

教諭の氏名	印	免許教科外の担任			担任理由
		教科	週担任 時間数	担任期間	
				年 月 日から 年 月 日まで	

(新)

注 全日制・定時制別、本校・分校別に申請すること。

担任しようとする教諭の履歴等

氏 名	最 終 学 歴	教 職 経 験 年 数	所 有 免 許 状		備 考
			種 類	教 科	

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者

所在地

学校名

学 校 長



教育職員免許法附則第2項の規定により免許教科外の教科教授担任の許可について担任教諭と連署のうえ下記のとおり申請します。

記

免許教科外担任者及び教科

教 諭 の 氏 名	印	免許教科外の担任			担 任 理 由
		教 科	週担任 時間数	担 任 期 間 年 月 日 から 年 月 日まで	

(1A)

担任しようとする教職の履歴等

考 備	狀 免 許 有 所			驗 証 職 教	歷 學 字 最	名 氏
	科 教	類 種	數 年	年 級		

注：全日制・定時制別、本校・分校別に申請すること。

別添3

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十二年三月二十八日

高知県教育委員会規則第五号

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和四十四年高知県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第六号を次のように改める。

六 宣誓書

第四条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 宣誓書

第四条第四項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 宣誓書

第四条第五項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 宣誓書

第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第三号二を次のように改める。

二 保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士の免許証の写し

第五条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 身体に関する証明書

五 宣誓書

第五条第二項第六号を次のように改める。

六 宣誓書

第六条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 宣誓書

第七条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 宣誓書

第八条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 宣誓書

第八条第二項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 宣誓書

第九条の見出しを削り、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 宣誓書

第十条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 宣誓書

第十一条の見出しを「（提出書類の省略）」に改め、同条第一項中「身分証明書」を「宣誓書」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第4条-第10条関係)

履 歴 書

本籍地		現住所		
氏 名	年 月 日生			
学 業				
期 間		学 校 名 等		修業年数
年 月 日から 年 月 日まで				年 月
年 月 日から 年 月 日まで				年 月
年 月 日から 年 月 日まで				年 月
年 月 日から 年 月 日まで				年 月
年 月 日から 年 月 日まで				年 月
年 月 日から 年 月 日まで				年 月
年 月 日から 年 月 日まで				年 月
業 務				
期 間		勤 務 先		
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日から 年 月 日まで				
所 有 す る 免 許 状				
授与年月日	免許状の種類・教科	番 号	授 与 権 者	
賞 罰				
年 月 日				
身 上 に 関 す る 事 項				
年 月 日				

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印

注 「業務」欄の「勤務先」は、教員歴にあつては職名も記載してください。

別記第十一号様式注中「~~縣立臨時教育委員会~~」を「成年被後見人又は被保佐人」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の教育職員免許状に関する規則の各相当規定により提出されたものとみなす。

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

新 新 旧 対

（免許法による免許状授与の出願）

第四条 免許法第五条の別表第一又は第二の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 五 略

六 宣誓書

七 略

2 免許法附則第十項の規定により工業の教科について高等学校教諭の一種免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 宣誓書

3 略

4 免許法第十六条の二の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 宣誓書

5 免許法附則第十五項の規定により養護教諭の二種免許状又は保健の教科について中学校教諭の二種免許状の授与を願ひ出る者

教育職員免許状に関する規則（抜粋）

照 表 旧

（免許法による免許状授与の出願）

第四条 免許法第五条の別表第一又は第二の規定により免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 五 略

六 本籍地の市町村長の発行する身分に関する証明書（以下「身分証明書」という。）

七 略

2 免許法附則第十項の規定により工業の教科について高等学校教諭の一種免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 身分証明書

3 略

4 免許法第十六条の二の規定により普通免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 身分証明書

5 免許法附則第十五項の規定により養護教諭の二種免許状又は保健の教科について中学校教諭の二種免許状の授与を願ひ出る者

は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 宣誓書

第五条 免許法第六条の別表第三、第四、第五、第六、第七若しくは同法附則第十一項又は同法第五条第五項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 二 略

三

イ ハ 略

二 保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士の免許証の写し

ホ チ 略

四 身体に関する証明書

五 宣誓書

2 免許法第五条第二項の規定により教育職員検定による特別免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 五 略

六 宣誓書

七 略

(施行法による免許法授与の出願)

は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 身分証明書

第五条 免許法第六条の別表第三、第四、第五、第六、第七若しくは同法附則第十一項又は同法第五条第五項の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 二 略

三

イ ハ 略

二 保健婦又は看護婦若しくは准看護婦の免許状の写し

ホ チ 略

四 保健所の医師等が発行する身体に関する証明書（以下「身体に関する証明書」という。）

五 身分証明書

2 免許法第五条第二項の規定により教育職員検定による特別免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 五 略

六 身分証明書

七 略

(施行法による免許法授与の出願)

第六条 施行法第二条の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 四 略

五 宣誓書

(外国にあつて授与された免許状を有する者等の免許状授与の出願)

第七条 免許法第十八条の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 六 略

七 宣誓書

(特殊教科の免許状授与の出願)

第八条 免許法施行規則第六十四条の規定により特殊教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 宣誓書

2 免許法施行規則第六十五条の二の規定により特殊教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 宣誓書

第六条 施行法第二条の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 四 略

五 身分証明書

(外国にあつて授与された免許状を有する者等の免許状授与の出願)

第七条 免許法第十八条の規定により教育職員検定による免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 六 略

七 身分証明書

(特殊教科の免許状授与の出願)

第八条 免許法施行規則第六十四条の規定により特殊教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 身分証明書

2 免許法施行規則第六十五条の二の規定により特殊教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 三 略

四 身分証明書

第九条 免許法施行規則第六十四条又は同規則第六十五条の規定により教育職員検定による特殊教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 四 略

五 宣誓書

(旧令による免許状を有する者の免許状交付の出願)

第十条 施行法第一条の規定により免許状の交付を願ひ出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 四 略

五 宣誓書

(提出書類の省略)

第十一条 第四条から前条までの規定による提出しなければならない書類のうち、現に教育職員として在職する者については、必要と認める場合を除くほか、宣誓書及び身体に関する証明書は省略することができる。

2 略

(特殊教科の免許状授与の出願)

第九条 免許法施行規則第六十四条又は同規則第六十五条の規定により教育職員検定による特殊教科の免許状の授与を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 四 略

五 身分証明書

(旧令による免許状を有する者の免許状交付の出願)

第十条 施行法第一条の規定により免許状の交付を願ひ出る者は、次の各号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

一 四 略

五 身分証明書

(提出すべき書類の省略)

第十一条 第四条から前条までの規定による提出しなければならない書類のうち、現に教育職員として在職する者については、必要と認める場合を除くほか、身分証明書及び身体に関する証明書は省略することができる。

2 略

本籍地	現住所		
氏名	年 月 日生		
学 歴			
期 間	学 校 名 等	修業年数	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
職 務			
期 間	職 務 名		
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
所 有 す る 免 許 状			
授与年月日	免許状の種類・教科	番 号	授与権者
賞 励			
年 月 日			
身 上 に 関 す る 事 項			
年 月 日			

上記のとおり記載ありません。

年 月 日

氏 名

注 「職務」欄の「職務名」は、教員歴にあつては職名も記載してください。

新

賞 励			
年 月 日			
身 上 に 関 す る 事 項			
年 月 日			
免 許 状 種 類			
教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しません。			

上記のとおり記載ありません。

年 月 日

氏 名

注 1 「職務」欄の「職務名」は、教員歴にあつては職名も記載してください。

注 2 教育職員免許法第5条第1項

第3号.....初任者及び準初任者

第4号.....初任以上の者に与えられる者

第5号.....免許状取得の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

第6号.....日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

旧

本籍地	現住所		
ふりがな氏名	年 月 日生		
学 歴			
期 間	学 校 名 等	修業年数	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
年 月 日から 年 月 日まで		年 月	
職 務			
期 間	職 務 名		
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日から 年 月 日まで			
所 有 す る 免 許 状			
授与年月日	免許状の種類・教科	番 号	授与権者

高知県教育委員会 様

年 月 日

届出者

図

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、非常勤講師の任用について次のとおり届け出ます。

教 置 者	学 校 名			
任命又は雇用しようとする者	注 所 ふりがな氏 名	生年月日		
担任内容	担任期間		年 月 日から 年 月 日まで	
開講科目	時間数		時間	
必 要 性				
任用予定者を道選と判断した理由				
学 業				
業 務				
特 記 事 項				
教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しない。				

上記のとおり相違ありません。

注 教育職員免許法第5条第1項

第3号……成年被保護人又は被監禁人

第4号……禁錮以上の刑に処せられた者

第5号……免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

第6号……日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

注 教育職員免許法第5条第1項

第3号……被保護者及び準被保護者

第4号……禁錮以上の刑に処せられた者

第5号……免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

第6号……日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を組織し、又はこれに加入した者

高知県教育委員会 様

年 月 日

届出者

図

教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、非常勤講師の任用について次のとおり届け出ます。

教 置 者	学 校 名			
任命又は雇用しようとする者	注 所 ふりがな氏 名	生年月日		
担任内容	担任期間		年 月 日から 年 月 日まで	
教科（科目）名	時間数		時間	
必 要 性				
任用予定者を道選と判断した理由				
学 業				
業 務				
特 記 事 項				
教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までの規定に該当しない。				

上記のとおり相違ありません。

新

旧